

## 八幡市地域公共交通会議

---

国土交通省 近畿運輸局京都運輸支局  
輸送・監査部門  
令和5年8月

# 自動車運送事業の2024年問題とは

## 1. 自動車運転者の担い手の減少

- 事業用自動車運転者の減少(退職者の増加・新規就労者の減少)
- 現在進行形で進んでおり、2024年から新たに始まる問題ではない

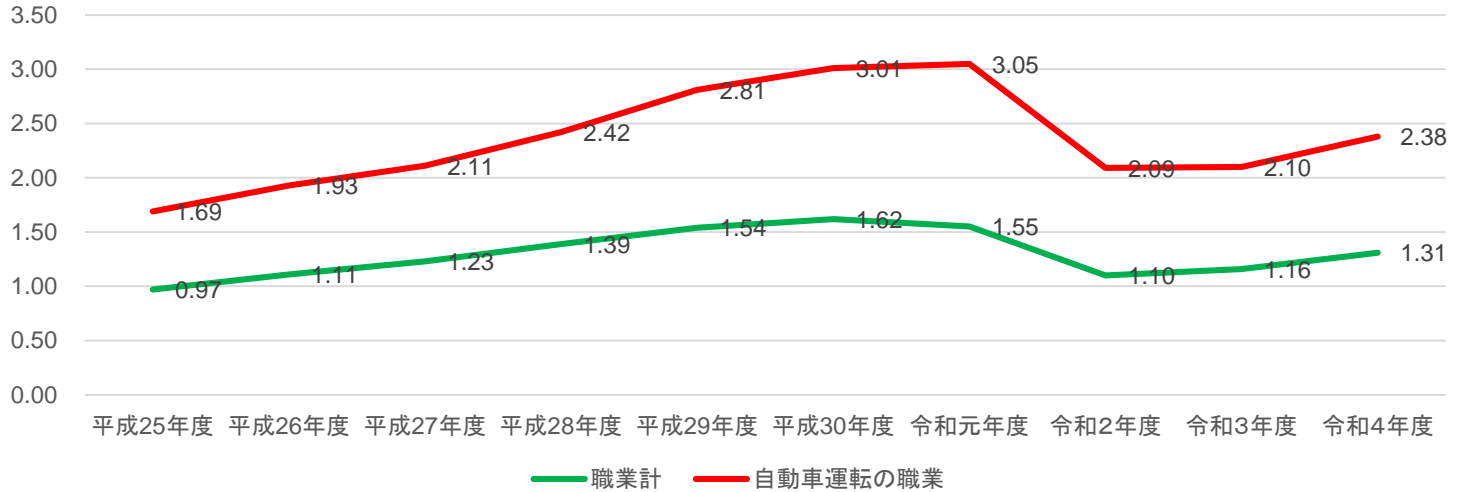
## 2. 自動車運転者の働き方改革の完全実施

- 2024年(令和6年)4月から適用される
  - ・残業時間960時間規制の完全実施
  - ・「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正による拘束時間の減少(バスの運転時間の限度は変わらない)
- 拘束時間の減少＝運送可能な時間の減少
  - ・運送事業者が提供できる輸送力(ダイヤ・稼働車両)の減少
  - ・運送事業が現行ダイヤ・稼働車両数を維持するためには運転者の増員は必須
  - ・乗務手当が給与に占める割合が大きい場合は、運転者にとって給与の減少となる(離職の要因)ため、運転者を確保し続けるためには原資が必要



何もしなければ公共交通の維持が困難に

## 有効求人倍率

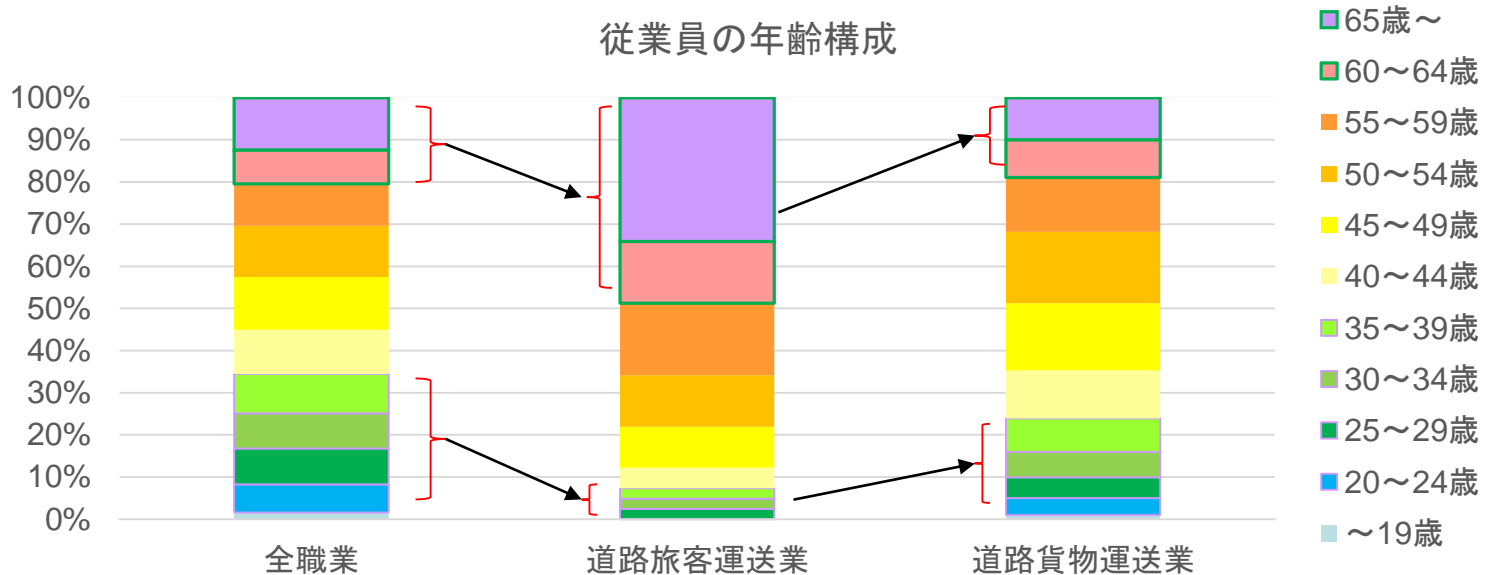


平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度

— 職業計 — 自動車運転の職業

厚生労働省まとめ「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」3表-1・21表より

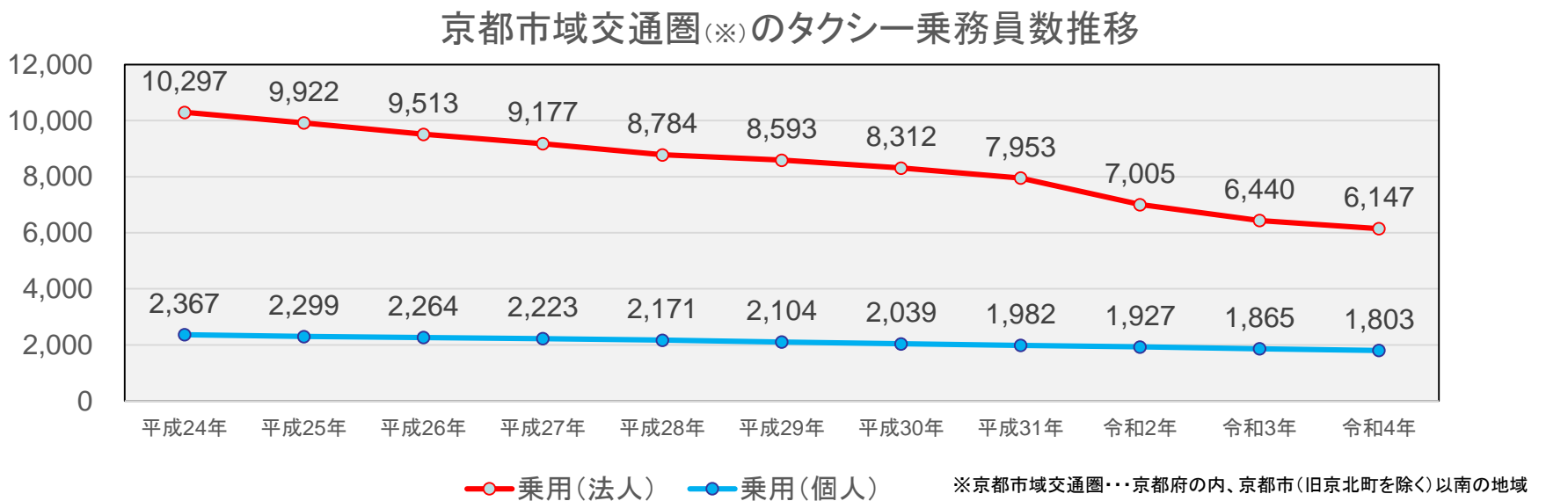
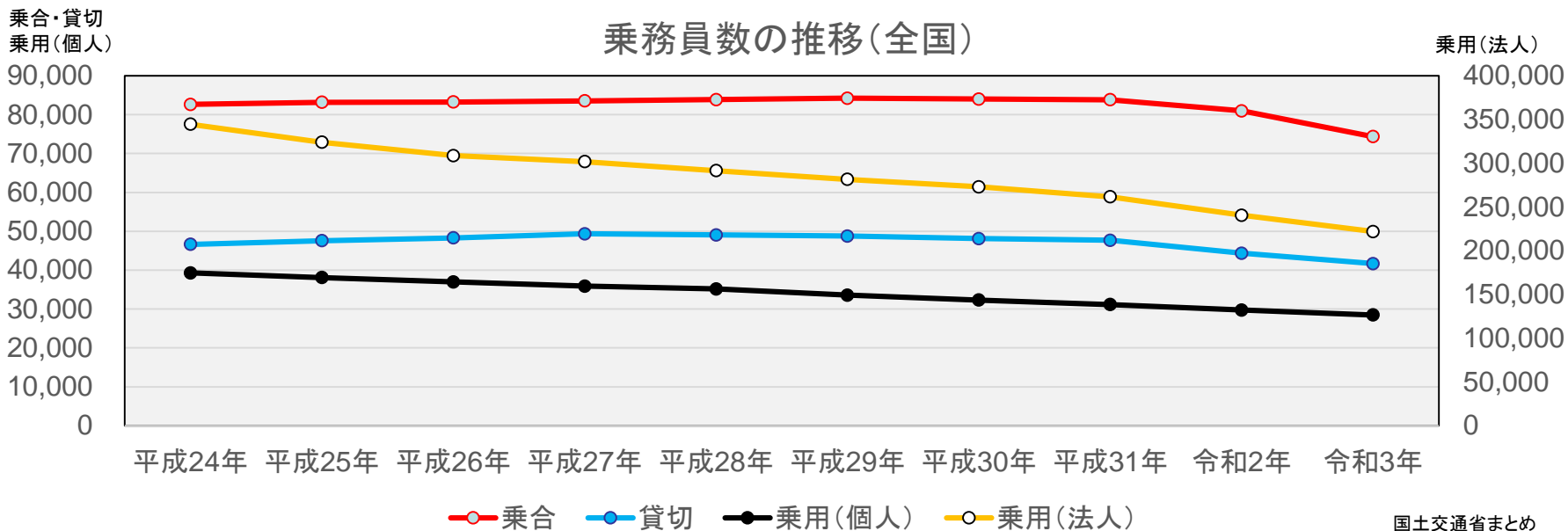
## 従業員の年齢構成



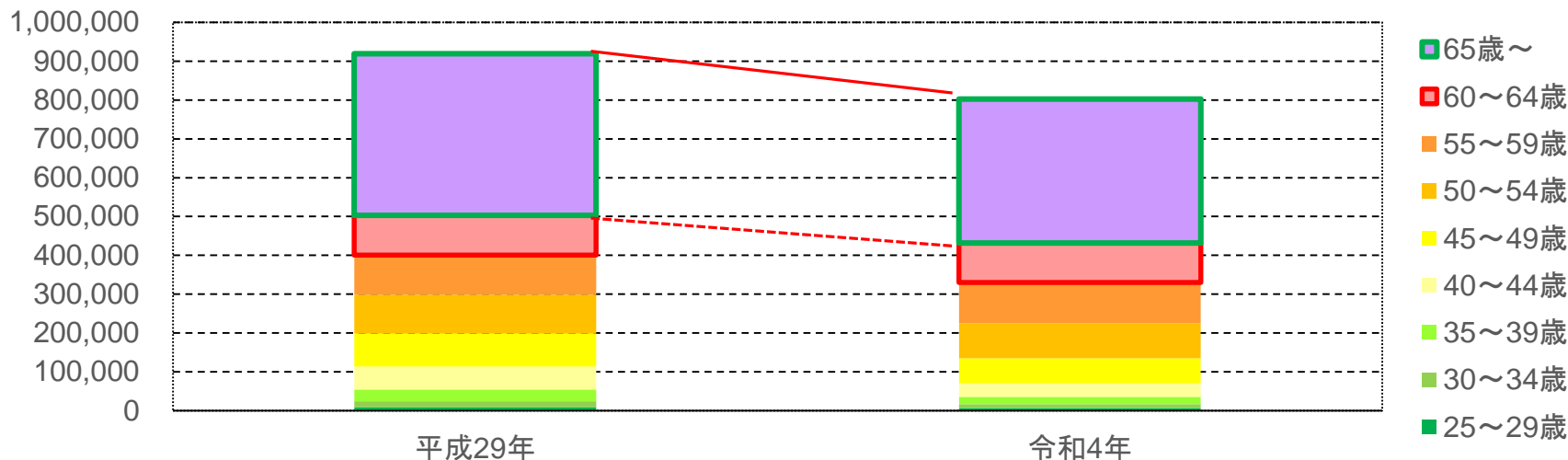
(就業者の割合であり運転者の割合とは異なる)

総務省まとめ「労働力調査」2022年集計より

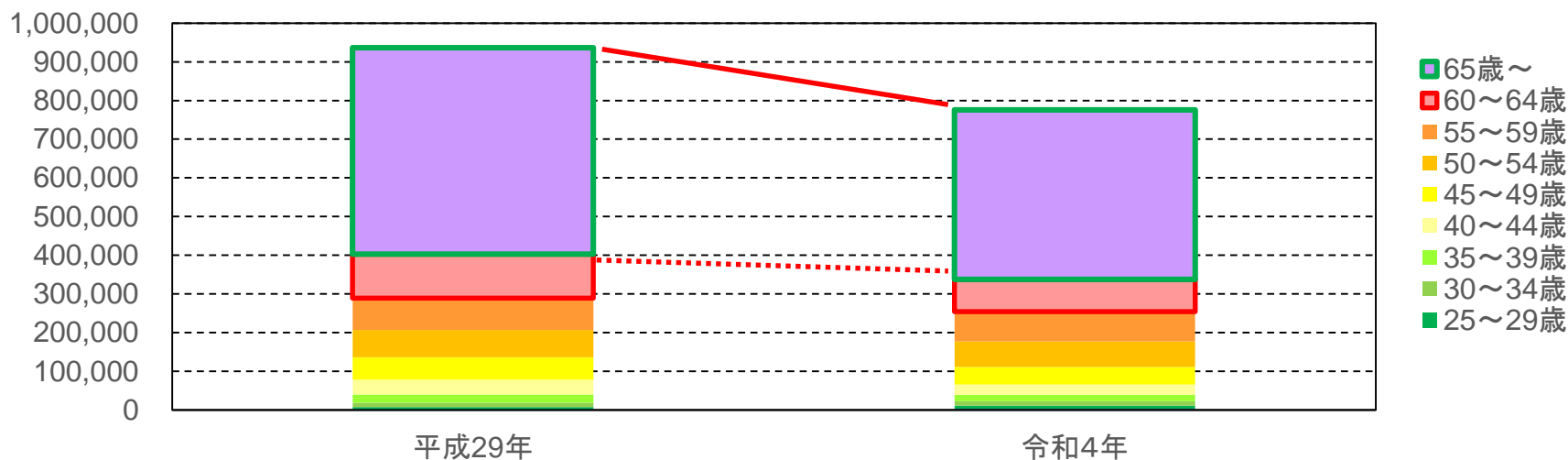
# 自動車運送事業の人材の現状



## 年齢別大型二種運転免許保有者数



## 年齢別中型・普通二種運転免許保有者数



# 働き方改革の推進

- ・ 働き方改革関連法の完全施行により、令和6年4月以降、自動車運転者の時間外労働は年960時間までとなります。また、自動車運転者の労働時間等の基準も同時に改正されます。

## 改善基準告示(バス運転者)の主な改正ポイント

- |          |  |   |                      |
|----------|--|---|----------------------|
| 1年の拘束時間  | 原則3,380時間(最大3,484時間)                                     | → | 原則3,300時間(最大3,400時間) |
| 1ヶ月の拘束時間 | 原則281時間(最大309時間)   | → | 原則281時間(最大294時間)     |
| 1日の休息期間  | 継続8時間以上  | → | 継続11時間を基本とし、継続9時間    |
| 1日の拘束時間  | 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間まで<br>(15時間を超える回数は1週間に2回まで)   |   |                      |
|          | → 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても15時間まで<br>(14時間を超える回数は1週間に3回まで) |   |                      |

運転時間の限度は変更なし

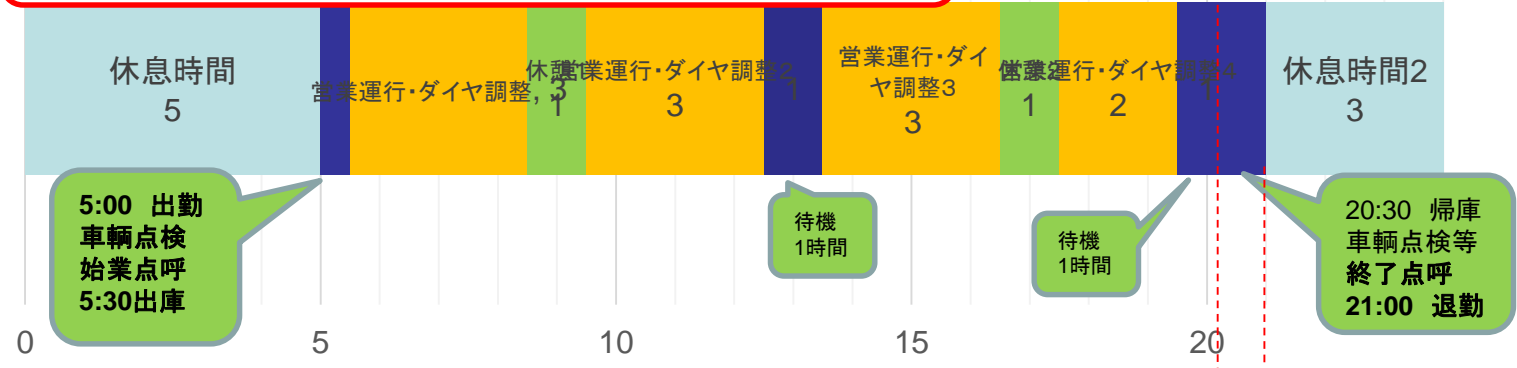
## 改善基準告示(タクシー運転者)の主な改正ポイント

- |              |         |   |                   |
|--------------|---------|---|-------------------|
| 1ヶ月の拘束時間(日勤) | 299時間   | → | 288時間             |
| 1日の休息期間      | 継続8時間以上 | → | 継続11時間を基本とし、継続9時間 |
| 1日の拘束時間      | はバスと同じ  |   |                   |

基準上の最大限を示したものであり、実際とは異なります

## 現在のバス運転者の1日の最大限の勤務時間(例)

4週間を平均した1週間あたりの拘束時間 65時間(65時間×52週=年間3380時間)  
1日の拘束時間 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間まで  
(15時間を超える回数は1週間に2回まで)  
1日の休息期間 継続8時間以上

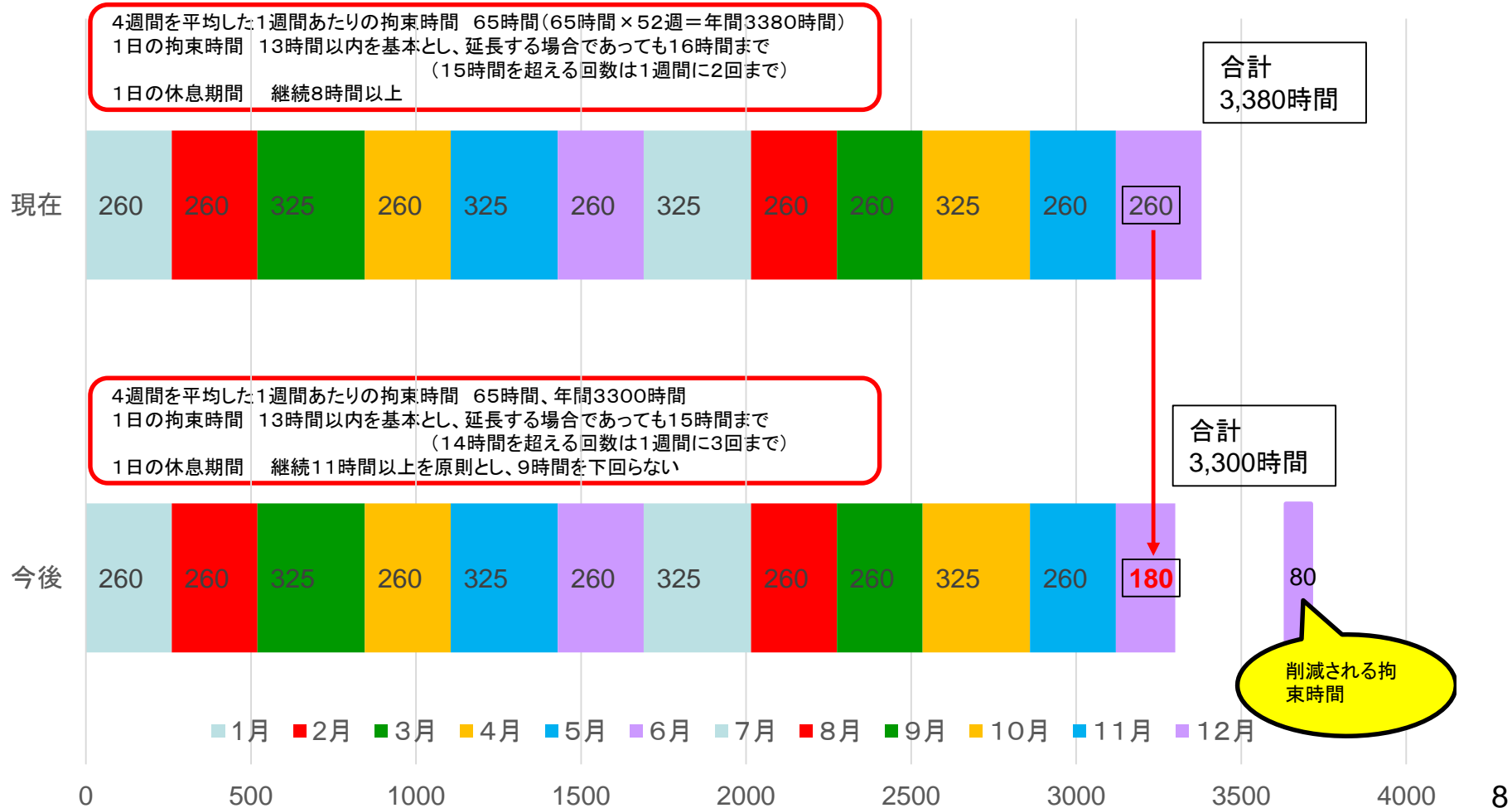


## 今後のバス運転者の1日の最大限の勤務時間(例)

4週間を平均した1週間あたりの拘束時間 65時間、年間3300時間  
1日の拘束時間 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても15時間まで  
(14時間を超える回数は1週間に3回まで)  
1日の休息期間 継続11時間以上を原則とし、9時間を下回らない



## 現在のバス運転者の1年の最大限の拘束時間(例)





# 働き方改革の推進

基準上の最大限を示したものであり、実際とは異なります

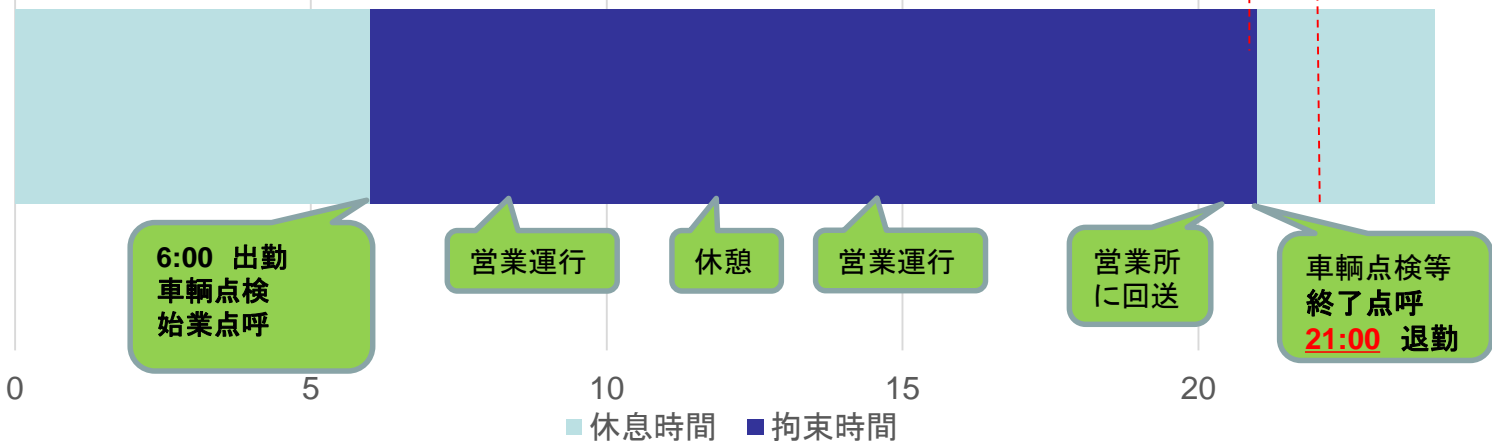
## 現在のタクシー運転者の1日の最大限の勤務時間(例)

1ヶ月の拘束時間 299時間  
 1日の拘束時間 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間まで  
 (15時間を超える回数は1週間に2回まで)  
 1日の休息期間 継続8時間以上



## 今後のタクシー運転者の1日の最大限の勤務時間(例)

1ヶ月の拘束時間 288時間  
 1日の拘束時間 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても15時間まで  
 (14時間を超える回数は1週間に3回まで)  
 1日の休息期間 継続11時間以上を原則とし、9時間を下回らない



# 働き方改革の推進(バス運転者)

令和  
6年4月～  
適用

業務時間の短縮  
はじまっています

## バス運転者の 改善基準告示が 改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間

改正前(年換算)  
原則: **3,380**時間  
最大: **3,484**時間

改正後

原則: **3,300**時間  
最大: **3,400**時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)  
原則: **281**時間  
最大: **309**時間

改正後

原則: **281**時間  
最大: **294**時間

1日の休息期間

改正前  
継続**8**時間

改正後

継続**11**時間を  
基本とし、継続**9**時間

※4週平均1週の拘束時間は裏面参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

## バス運転者の 「改善基準告示」が改正されます。

令和6年4月より適用予定です。

	<p><b>①②のいずれかを選択</b></p> <p><b>①1か月(1年)の基準</b> 1年: <b>3,300</b>時間以内 1か月: <b>281</b>時間以内</p> <p><b>②4週平均1週(52週)の基準</b> 52週: <b>3,300</b>時間以内 4週平均1週: <b>65</b>時間以内</p> <p><small>【例外(貸切バス等乗務者<sup>(1)(2)</sup>の場合)】 労使協定により、次のとおり延長可 1年: 3,400時間以内 1か月: 294時間以内(年6か月まで) 281時間超は連続4か月まで</small></p> <p><small>【例外(貸切バス等乗務者<sup>(1)(2)</sup>の場合)】 労使協定により、次のとおり延長可 52週: 3,400時間以内 4週平均1週: 68時間以内(52週のうち24週まで) 65時間超は連続16週まで</small></p> <p><small>※1: 貸切バス乗務者、乗合バス乗務者(一時的乗客に応じて運行されるもの)、高速バス乗務者等</small></p>
1か月(1年)、4週平均1週(52週)の拘束時間	
1日の拘束時間	<b>13</b> 時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)
1日の休息期間	継続 <b>11</b> 時間以上与えるよう努めることを基本とし、 <b>9</b> 時間を下回らない
運転時間	<b>2</b> 日平均 <b>1</b> 日: <b>9</b> 時間以内 <b>4</b> 週平均 <b>1</b> 週: <b>40</b> 時間以内
連続運転時間	<b>4</b> 時間以内(運転の中断は <b>1</b> 回連続 <b>10</b> 分以上、合計 <b>30</b> 分以上)
予期し得ない事象	<p><small>【例外】 緊急通行車道の通行に伴う軽微な移動の時間を、30分まで連続運転時間から除くことができる</small></p> <p>予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる<sup>(1)(2)(3)</sup></p> <p>勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える</p> <p><small>※2: 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗客予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3: 運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。</small></p>
予期し得ない事象	
休息	<p><b>分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割休息は1回4時間以上    ・ 休息期間の合計は11時間以上</li> <li>・ 2分割のみ(3分割以上は不可)    ・ 一定期間(1か月)における全勤務回数の2分の1が限度</li> </ul> <p><b>2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合)</b></p> <p>※4の要件を満たす場合、拘束時間を19時間まで延長し、休息期間を5時間まで短縮可</p> <p><small>※4: 身体を伸ばして休息できるリクライニング方式のバス運転者の専用座席が1度以上あること</small></p> <p><small>【例外】 ①②のいずれかの場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可</small></p> <p>① 車両内ベッドが設けられている場合 ② ※4を満たし、カーテン等で他の乗客からの視線を遮断する措置を講じている場合</p> <p><b>隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合)</b></p> <p>2日目の拘束時間は21時間、休息期間は20時間</p> <p><small>【例外】 仮眠施設で夜間に4時間以上の仮眠を与える場合、2日目の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない</small></p> <p><b>フェリー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない)</li> <li>・ フェリー乗船時間が9時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される</li> </ul>
特例	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない

**詳しい情報や相談窓口はこちら**

厚生労働省 改善基準告示 [検索](#)

詳しくは裏面へ

【1】1週乗務時間とは、「自動車運転者の労働時間等の改善基準告示」(平成5年労働省令第7号)により、(注2)に基づき、令和6年4月1日より適用される。【2】2人乗務とは、令和6年厚生労働省令第307号による改正法の施行期日のほか、関連法令(令和4年第122号)の内容を全て作成した。【3】令和6年4月10日から適用される。【4】2022.12



# 働き方改革の推進(タクシー運転者)



令和  
6年4月~  
適用

タクシー・ハイヤー運転者の

事業者の都合で  
おたじろひか?

## 改善基準告示が 改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

日勤の1か月の拘束時間

改正前(月勤算)

299時間

改正後

288時間

日勤の1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を  
基本とし、継続9時間

\*開動については裏面を参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



## タクシー・ハイヤー運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

日勤	1か月の拘束時間	288時間以内
	1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)
	1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
隔勤	1か月の拘束時間	262時間以内 <sup>(※1)</sup> ※1: 地域的その他特別な事情がある場合、労使協定により270時間まで延長可(年6か月まで)
	2隔日の拘束時間	22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内
	2隔日の休息期間	継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない
車庫待ち等の自動車運転者 <sup>(※2)</sup>	日勤	1か月の拘束時間: 288時間以内(労使協定により1か月300時間まで延長可) 1日の拘束時間: 以下の要件を満たす場合、1日24時間まで延長可 ・勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える ・1日16時間超が1か月について7回以内 ・夜間4時間以上の仮眠時間を与える(18時間超の場合)  ※2: 車庫待ち等の自動車運転者とは、次の要件を満たす者をいう。 ・事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと ・勤務時間のほとんどについて「派し営業」を行っていないこと ・夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること ・原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること
	隔勤	1か月の拘束時間: 262時間以内(労使協定により1か月270時間まで延長可) (さらに、※3の要件を満たす場合、10時間を加えた時間まで延長可) 2隔日の拘束時間: ※3の要件を満たす場合、24時間まで延長可  ※3: ・2隔日22時間超及び2回の隔日勤務の平均が21時間超の回数が1か月について7回以内 ・夜間4時間以上の仮眠時間を与える
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日と2隔日の拘束時間から除くことができる <sup>(※4, ※5)</sup> 勤務終了後、休息期間(1日勤務: 継続11時間以上、2隔日勤務: 継続24時間以上)が必要  ※4: 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※5: 運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	
累進歩合制度	累進歩合制度は廃止する (長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されるため)	
ハイヤー	・労使当事者は、36協定の締結にあたり、以下の事項を遵守すること → 時間外労働時間は、1か月45時間、1年360時間まで → 臨時的特別な事情で限度時間を超えて労働させる場合にも、1年960時間まで ・36協定において、時間外・休日労働時間数をできる限り短くするよう努めること ・疲労回復を図るために必要な睡眠時間を確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与えること	